令和８年３月５日

指定訪問看護事業者　様

近畿厚生局長

令和８年度診療報酬改定時における指定訪問看護事業者等の
集団指導の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第 91 条（船員保険法第 65 条第 12 項及び第 78 条第３項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第 54 条の２の２及び高齢者の医療の確保に関する法律第 80 条の規定により、下記のとおり近畿厚生局と貴訪問看護事業所所在地の各府県による説明会（集団指導）を実施いたしますので通知します。

記

１　目的

訪問看護ステーションにおける指定訪問看護等について定められている「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等を更に理解していただき、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

２　実施方法

近畿厚生局ホームページに掲載した YouTube 動画の視聴と説明資料をお読みいただくことにより、集団指導の開催に代えさせていただきます。

※　視聴された旨及び資料を読まれた旨の報告は不要です。

３　対象者

指定訪問看護事業者、管理者

（保健師、助産師、看護師、准看護師、事務担当者等の従事者もご視聴可能です。）

４　実施日

令和８年３月５日以降（同日以降いつでも視聴可能です。）